

西松浦地区合併協議会 議事録

(第七回)

日時：平成17年 1月11日
会場：焱の博記念堂 2階会議場

開 会（ 14時 00分 ）

○事務局長（ 福島 清人 ）

定刻になりましたので只今から第7回の合併協議会を開催させていただきます。会を始めます前にまず資料の確認ですけれども、本日の資料、次第と別冊の参考資料、この二つでございます。それでは会長にご挨拶頂き、引き続き会の進行をよろしくお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

みなさんこんにちは。年が明けましてもう11日になるわけですけれども、改めて新年のお慶びを申し上げる次第でございます。昨年は皆さん方に二町合併についていろいろ協議をお願い致しました。本当にありがとうございました。また本日は大変お忙しい中にご出席を頂き、それから県の市町村課の黒岩課長様にも遠方よりお越しいただきまして感謝申し上げます。皆さん方、ご承知の通り今年の1月1日に全国でたくさん市の町村合併の動きがありました。3年前には3,200以上あった市町村は、今年4月には2,576に減少すると予測されておりますし、県内でも新しい唐津市と白石町が1月1日誕生しました。更に3月には小城市とみやき町が誕生する予定でございます。現在進行中の協議会の成り行き次第では、県内も20程度の自治体に再編される見通しとなっております。私も協議会も、来年3月までの経過措置期限内合併を確認しているわけでございます。いよいよ大詰めに来ているところでございます。すでに44項目の内に38協議を終えております。また小委員会では新町建設計画の策定も進んでいるようでございます。本日は4つの協議事項について、ご審議をお願いするわけですが、どうぞひとつ、皆さん方の熱心な議論をお願いしまして、開会の挨拶にさせていただきます。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは協議に入らせていただきたいと思います。只今の出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、第7回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。審議に先だち、本日の議事録署名委員としまして有田の二宮委員さんと西有田の佐藤委員さんのお二人をお願いしたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それでは議題に入らせていただきます。最初は報告第1号、第6回幹事会の会議概要について江崎幹事長から報告をお願いします。

○1号委員（ 江崎 幹夫 ）

1ページをお開きいただきたいと思います。

第6回幹事会における協議等の結果について報告をさせていただきます。

平成17年1月6日に第6回幹事会を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により報告いたします。

1. 第6回協議会協議事項について確認事項でございます。

第7回協議会へ提案する協議事項について、協議第24号「町名・字名の取扱い」、第38号「下水道事業の取扱い」、第48号「地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い」、第50号「行政区の取扱い」についての提案内容及び参考資料を調整致しました。

2. その他でございますけれども、確認事項、新町建設計画の進め方及びスケジュールについて、事務局より説明を受け調整確認致しました。

以上報告を終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。只今江崎幹事長から幹事会の概要の報告がありましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

はい、意見もないようですので、幹事会の概要の報告については了承されたものと致します。

次に進みます。報告第2号、第1回新町建設計画策定小委員会の会議概要についてですが、報告第3号の第2回小委員会の会議概要まで含めて蒲池委員長よりご報告をお願いします。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

第1回新町建設計画策定小委員会における協議等の結果について報告申し上げます。

平成16年12月24日に第1回会議を開催致しました。西松浦地区合併協議会小委員会規程第7条の規定により報告いたします。

1. 確認事項 委員長に不肖私、副委員長に諸隈英博委員とすることが確認されました。
2. 報告事項 新町建設計画策定事業の委託業者について、株式会社ぎょうせいへ3,003,000円これは税別でございます、で委託したこと、さらに委託内容等の説明がありました。
3. 協議事項

(1) 小委員会の役割等について

具体的に合併の必要性の検討、新町建設計画案の検討が必要であるということ、及び新町建設計画案の策定、以上3項目の役割を決定いたしました。

その他、計画の位置付け等を確認しております。

(2) 新町建設計画の素案について

平成14年12月実施の住民アンケートの内容説明を受けた後、素案の内容説明を受け、次回の折に協議することを確認致しました。

(3) 今後のスケジュールについて確認をしております。

以上が第1回の建設計画策定小委員会の報告でございます。

続いて第2回でございます。正月早々でしたが、1月6日に第2回会議を開催しましたが、西松浦地区合併協議会小委員会規程第7条の規定により報告いたします。

1. 新町建設計画について

素案に基づき協議を行い、将来像の修正意見や水源開発や防犯対策について施策を盛り込むべきなどと多くの意見があり、事務局において修正を行い、次回の折に再度協議することを確認しております。

2. 国・県の財政支援等について

事務局から財政計画を作成するうえで、盛り込まれる国、県の財政支援などの内容説明、財政計画作成の手法について説明を受け、次回に財政計画を協議することで確認しました。

3. その他の項で1月11日本日の第7回協議会後に小委員会を開くことを確認しております。

以上でございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。只今蒲地委員長から小委員会の会議概要の報告がありましたが、このことについて何かご質問ございませんか。

意見もないようですので報告第2号と報告第3号の、小委員会の会議概要の報告については了承されたものと致します。

それでは協議事項に入らせて頂きます。最初は協議第24号町名・字名の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第24号、町名・字名の取扱いについて次のとおり提案致します。

町名・字名の取扱い

字の名称及び区域は、合併までに調整し、新町において定める。以上提案申し上げます。

なお、このことにつきましては、第2回の協議会11月22日の折、提案を致しておりましたけれども、継続協議というようなことになっておりましたので、再度提案するものでございます。

この中に合併までに調整し、新町において定めるというふうなことでございますけれども、新町において定めるということは3月1日から実施と、18年の3月1日合併致しますけれども、3月1日から実施と言うふうなことを事務局では考えております。また内容について参考資料に基づき事務局より説明致します。

○計画調整班主事（ 千代田 一茂 ）

別冊資料の1ページをお願い致します。

1ページが現況になっております。課題問題点と致しまして大字名について同一名称はございません。有田町の一部で住居表示が採用されております。

2ページをお願い致します。調整内容と致しまして字の名称及び区域は、合併までに調整し、新町において定める。具体的対応策と致しまして、有田町において現在住居表示がなされている泉山一丁目から岩谷川内三丁目までは変更ありませんが、中部甲から西部丁につきましては、例えば現在の中部甲の表示地区は境野甲、古木場甲、戸矢甲というふうに地区名を用いた表示に変更し、西有田町においては、例えば現在の山谷甲の表示地区はニノ瀬甲、牧甲に変更する案になっております。なお、合併までの準備期間に住民説明等を行い、事務作業を終了したのち合併と同時に変更するという対応策になっております。

3ページが参考法令等になっております

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありましたが、このことについてご意見やご質問ございませんか。どうでしょうか。異議がないようでございますので、町名・字名の取扱いについては原案どおり承認してよろしゅうございますか。

<<はい>>の声あり

はい、ありがとうございます。

それでは協議第24号、町名・字名の取扱いについては原案どおり承認することと致します。次に進みます。協議第38号、下水道事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第38号、下水道事業の取扱いについて次のとおり提案致します。

資料5ページでございます。

下水道事業の取扱い

1. 公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備推進事業は、新町において汚水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。
2. 各事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。

3. 各事業の負担金及び加入金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。
4. 受益者負担金前納報奨金制度、積立奨励金制度及び水洗便所改造資金貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。
5. 合併処理浄化槽設置補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。

この下水道事業の取扱いについては、第4回の協議で12月16日に提案を致しておりましたが、継続協議と言うふうなことになっておりましたので、今回再度提案するものでございます。

なお、参考資料につきましては前回説明も致しておりますので、概略・概要だけについて説明を致したいと思います。

○計画調整班主事（千代田 一茂）

資料の4ページをお願い致します。

要点のみ説明させていただきます。

4ページが公共下水道の使用料の状況ですが、現在有田町が実施されている公共下水道事業における使用料は下のほうの四角の中に明記していますように1ヶ月に25トンを使用した場合で3,832円となっています。

5ページをお願い致します。調整内容と致しまして、公共下水道事業は、新町において汚水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。

具体的対応策と致しまして、使用料については汚水整備計画を策定後に調整する。

6ページをお願い致します。公共下水道の受益者負担金の状況になりますが、受益者負担金の額は土地の面積に応じて算定し、基準額は1㎡あたり450円となっております。前納報奨金は負担金を年一括や、前期一括納付すると0.5%から9.5%までの前納報奨金を交付するとなっております。調整内容と致しまして、受益者負担金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。受益者負担金前納報奨金制度は、合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。となっております。

7ページをお願い致します。下水道積立奨励金制度、積立金に対して2%を乗じて算出した額を交付する事業ですが、現在有田町のみが実施されております。調整内容と致しまして、下水道積立奨励金制度は、合併までに調整し、新町において定める。

具体的対応策と致しまして、新町全域での実施を検討する。なお、金融機関との調整が必要となっております。

8ページをお願い致します。水洗便所改造資金貸付制度ですけれども、課題問題点のところに明記しておりますように、有田町は公共下水道事業、西有田町は浄化槽整備事業における貸付制度がありますが、内容が異なっております。有田町は融資あつ旋及び利子補給、西有田町は利子補給のみ。

調整内容と致しまして、水洗便所改造資金貸付制度は、合併までに調整し、新町において定めるとなっています。

9ページをお願い致します。農業集落排水事業の使用料、加入金の状況ですが、現在西有田町の2地区で実施されている事業になりますが、使用料は右の方の、四角の中に明記していますように、4人家族の場合で4,200円となっております。加入金は新規加入の場合で150,000万円となっております。調整内容と致しまして、農業集落排水事業は、新町において汚水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。加入金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。

具体的対応策と致しまして、使用料については、汚水整備計画を策定後に調整するとなっております。

10ページをお願い致します。浄化槽市町村整備推進事業ですけれども、西有田町のみが実施中の事業になりますが、使用料につきましては4人家族の場合で4,200円となっております。

11ページをお願い致します。課題問題点と致しまして、浄化槽整備事業は、西有田町のみ実施。有田町は17年度からの実施を検討中となっております。

調整内容と致しまして、浄化槽整備推進事業は、新町において汚水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。浄化槽整備推進事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。

具体的対応策と致しまして、使用料については、汚水整備計画を策定後に調整する、となっております。

12ページをお願い致します。合併処理浄化槽設置補助制度ですけれども、課題問題点のところにも明記していますように、合併処理浄化槽設置補助制度は、現在有田町のみ実施、西有田町は制度を平成14年度までで廃止となっております。

調整内容としまして、合併処理浄化槽設置補助制度は、合併までに調整し、新町において定めとなっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から提案がございましたが、実はこの下水道事業の取扱いについては、両町それぞれの議会で少し検討したいということございました。そういうことで継続協議になっていたわけですが、只今の提案でよろしゅうございますでしょうか。有田の方はよろしゅうございますか。

それでは異議がないようですので下水道事業の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい。協議第38号の下水道事業の取扱いについては原案どおり承認することと致します。それでは次に進みます。協議第48号、地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

はい、協議第48号、地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱いについて次のとおり提案致します。

有田町、西有田町ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4、第1項に規定する地域審議会を新町において5年間設置する。

各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。以上提案致します。なお、このことにつきましては第6回の前回の協議会、12月24日に提案を致しておりましたけれども、継続協議となっております。前回と変わったところは、文章は同じですけれども、この中に5年間設置すると言うことで年限を設けております。審議の程よろしくお願い致します。なお、参考資料に基づき説明をいたします。

○計画調整班主事（千代田 一茂）

はい、別冊参考資料が13ページ以降になります。前回説明を致しておりますので、詳細については省略をさせていただきます。

13ページが参考法令等になります。

14ページをお願い致します。14ページが地域審議会・地域自治区・合併特例区の違いを明記しております。

17ページをお願い致します。只今提案いたしました地域審議会について、ここに書き出していま

すので説明をさせていただきます。上のほうから読み上げて参ります。目的ですけれども、新町の施策全般に関するきめ細やかな住民の意見の反映。合併に対する住民不安を解消する体制づくり。法人格はございません。設置単位は旧町単位で地域の実情に応じて設置となっております。提案は両町に旧町ごとということで、左の方の有田町、西有田町にそれぞれ設置という提案となっております。設置手続きは法定協議会で定め、各議会の議決を経て設置。地域審議会の権限・役割ですけれども、当該区域に係る町の事務に関し、長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について意見を述べる。長の諮問に応じる事項としまして、新町建設計画の変更。新町建設計画の執行状況（定期的なもの）。当該区域を単位とする地域振興のための資金の運用。必要と認める事項につきましては、新町建設計画の執行状況（随時的なもの）。公共施設の設置、管理運営。その他当該地域の振興に関すること。長所と致しまして、合併に際し、住民の意向が反映されにくくなるとの懸念を払拭することができる。合併後の新町において、合併協議会で合意した内容（新町建設計画・地域限定基金等）の実施状況を、住民の代表が見守ることができる。当該地域の特色ある活動の振興を図ることができる。短所と致しまして、旧町ごとに設置されるため、旧町意識の温存、新町としての一体感形成の阻害要因となることが懸念される。行政の附属機関であり、新たな組織運営を行なう必要がある。となっております。

資料の18ページが県内の事例等となっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問等ございませんか。はい、岩崎委員さん。

○2号委員（岩崎 賢助）

このことが継続になりましたけれども、うちの西有田議会もこのことについては慎重に審議して参りました。今回、両町が合併するにあたりまして、もう合併すれば垣根のない両町であってほしいということは、両町民の思うところでございます。その中で過去、両町とも歴史ある街づくりをしながら、その中で特色ある街づくりをしてきたと思っております。例えば有田町は窯業中心とした街づくり、それを世界的に広めるといような商工中心といえますか、農業もありますけれども、そういう特色ある町づくりを作ってきたと思っております。西有田町はその中で農業を主体とした、その中でまた商工業もそれに付随した街づくりを今まで町民がやってきたということで、両町とも特色ある街づくりをやってきました。その中で西松浦、有田、西有田は窯業を併用した面も多々ありますが、その中で今後合併した時に、両町の特色ある地域の町づくりの為に地域審議会をぜひ作ってもらって、それを地域の、例えば西有田、有田ということはありませんけれども、地域の特色ある町づくりの為に、地域審議会を生かして、街づくりの一翼を担うということもありうるじゃないかということをお願いしたいということです。その中で今度の合併に対する、付け加えますけれども、その合併の中で、住民の例えば両町の住民の不安があれば、この地域審議会の中で色々審議していくことも、住民の不安の払拭の為にそういう意味が出来るんじゃないかということで、地域審議会をぜひ必要とするということで、お願いしたいと思っております。

○議長（岩永 正太）

只今、西有田町の議会の方からそういうご意見が出ました。はい、川内委員さん。

○3号委員（川内 雅博）

西有田の議長さんから先にご説明頂きましてありがとうございました。それで前の協議会の時に私も有田は、有田地域だけの審議会を設ける必要性はないということで話をしていきまされたけれども、

ここに書いてあります、新町建設計画の変更とか、建設計画の執行状況を検証するという意味合いでは、特別に各旧両町に作る必要性は感じないと。出来ましたら新しい新町に検証委員会を一つ作って頂いて、そこで新しい町の、すべて新しい町のことで、ということですがけれども、一番最後の地域限定基金の運営については、いくらかそういうことも必要じゃないかなと言うふうに思っておりますけれども、今のところ有田でもまだ作る予定は聞いておりません。出来ましたら、さっき岩崎議長さんが言われた、各旧両町とも歴史・文化がありますけれども、新町で新しい歴史・文化を作り上げるということもございますし、出来ればバラバラじゃなくて新町において、審議委員会等を作っていただければな一というふうに思っておりますけど、具体的にどういうことがあるのかちょっと何か「必要ですね」と思われるような事例がございましたら、何かコメントを頂きたいです。

○議長（ 岩永 正太 ）

事務局どうですか。

○事務局長（ 福島 清人 ）

お答えいたします。具体的な事例と申しますか、これから作っていく審議会でございますので、なかなか見えない点もあるわけですが、ここの17ページに掲げておりますように、新町建設計画の執行状況の検証といいますか、そういったものも当然審議といいますか、諮問の中に入ってくるものと考えております。それからさっき申し上げられた地域限定基金の使い道等についても、やはり旧町の住民の方々にとりましては、非常に関心が高いものであらうと言うふうに考えております。それを新しい町一本で旧町の地域限定基金の使い道を考えるということよりも、その地域地域にいらっしゃる住民の方々に独自に考えて頂ければと言うふうにも思います。またさっき議長の方からもありましたように、これまでいろんな特色ある町づくりをされてきております。そういったことには当然予算も伴うことでありましようし、そういった使い道も検討されるであらうというふうに思います。

具体的と言われてもなかなか先々のことでございますので、明確な回答は出来ませんが、そういうふうなことが考えられると思います。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、どうぞ。

○3号委員（ 川内 雅博 ）

私たちは、前回の折には一応「必要性はないのではなかろうかな」と言うふうなことを申し上げておりました。と言いますのも、西松浦郡は二町で合併するというので、よその場合を見れば、かなり多くの町村が合併をされて、そして周辺部がさびれるのではなかろうかなという不安の下にこういう地域審議会等も設けられておりますし、そうしたまた議会があるわけでございます、地域審議会を作った場合に、議会の権限がある程度束縛を受けるのではなかろうかなという懸念もするわけです。そういうことで、私たちは両町の一体性を確保するために、新しく出来た町でそういう審議会等を作ったらどうだろうかという意見を申し上げておったわけでございます。今岩崎議長が申されますように、西有田がぜひそのような町づくりを今までしてきたので、これからは見守って行きたいという風な話でございますので、この原案どおり「認めていかなければならないのではなかろうかな」といふような気持ちもするわけですがけれども、円滑に合併が出来ますように、私たちが祈っている一人でございます。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。これからスタートするわけですから、さっきうちの議長が申し上げましたとおり、西有田は基幹は農業ということで来ました。有田はもちろん窯業という。それをお互いしないものを補完しあっていくというのが、また新しい街づくりでもあろうと思います。ただちょっと西有田の方にも農業へのこれからの事業がどうであろうかという心配な一面もあるのではないかと。そういうものを農業サイドで、少しは意見を述べるそういう組織も、議会がありますけれども、そういうものもあっていいんじゃないかというちょっとした意見もありまして。これから二つが一つになってスムーズに行くための、融和材といいましょうか、そういう感じでも、一つの形として流れていくためのしばらくの機関としてぜひ作って欲しいという西有田の希望もありますので、どうぞ一つその辺を汲んでいただければなというように思いますが、いかがでしょうか。

両町これは作るということ、そうです。

はい。どうでしょうか。よろしゅうございますか。その辺は・・・

○事務局長（ 福島 清人 ）

一応今日は、作るか作らないかと言うことをまず決めていただくことが重要なことだと思います。作るということではほぼそういう意見が出ておりますけれども、作るということに決定致しますと、作ったその運営の方法、あるいは期間、期間はここで5年と定めておりますけれども、場合によってはこの審議会というのは、両町の一体化と密接に繋がるものであって、5年以降もこれはどうしても作っておく必要もあろうということもあるかも知れません。そういうふうなことも踏まえて、5年以降については再度協議を行うということも附則としてはうたわさせていただきたいということも考えております。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは、はい、久保田委員さん。

○3号委員（ 久保田 勉 ）

私も今聞いておまして、極端に先ほど町長が言いましたように、窯業の町と農業の町ということで、極端な事例でありますので、今後5年ぐらいでお互いの気持ちが、本当に底から出てくるような、そういった審議会を作っていただきたい。

今後平準化問題等が後から出てくるだろうと思っておりますけれども、そういった時に、やはり町民の本当の末端の意見が反映するような方法にもっていかないと、なかなか今後問題が出てくるんじゃないかなろうかという懸念も致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

他にないですか。どうでしょうか。いかがですか。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

今事務局の説明では5年経過後必要であるならばと言うことがございました。そういった説明だったですね。これはやっぱり合併をする為に西有田さんの主張があるならば、譲るべきは譲り、合併を成就せんといかんということでございますが、そういうふうに思っております。また西有田さんを大変私は大事に思っております。5年で時限立法にこの条例をつくらんといかんわけですが、5年を限りとする時限立法で、その後は必要に応じてまたすると言う風なことは、私はそういうふうにあとを

残さないと、5年でおしまいというようなものにしていただきたく思います。いかがでしょうか。

○議長（ 岩永 正太 ）

審議会の設置そのものについては、もちろん審議会の規約とか審議委員さんのいろんな構成ですか、そういったものも実は議会の議決を経てするという事になっております。その意見は承っておきませんが・・・

○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

私も最初申しましたように、いい意味の両地域をいい意味の審議会にしていんじゃないかと思うんです。地域根性を出すための審議会じゃなくて、いい意味の町づくり、地域づくりの審議会であってほしいと私は思います。そういう意味で5年間で、私は役目が済むんだと思います。その中で遣り残したこともありましようし、進行していくこともありましようし、その辺は含んでもらってもいいんじゃないか、いい審議会だったらいつまでもあっていいんじゃないかと、そういう気持ちでおります。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

議会にそういう権能は課せられているわけで、そこで充分すればいいじゃないかと。これは今そういうふうに言っておりますが、この審議会が負の部分が出てきた場合には、またそういうことも考えんといかん、まず第一融和の政策を促進するということでございますが、5年間すればお互いに信用という度合いがだいぶ醸成されると私は思いますので、努めてそういうふうな融和策をまず図るということで、もちろんいい意味で私は申し上げておりますので、その点は一つお考えをお願いします。

○議長（ 岩永 正太 ）

貴重な意見でございますので。これが10年20年と続くようなことであってはいけないと思います。出来るだけ今おっしゃるように早く一つになって新しい町づくりがすすまなきゃならないと思いますし、そういうことを含んで一つ努力をして頂きたいなというように思いますから、原則として5年ということで今提案をされております。またそのことはそれぞれの議会で色々議論の対象にもなりましようから、そういうものを含んで議論をして頂きたいというように思います。

どうでしょうか。原案どおりで一応よろしゅうございますでしょうか。

はい、それでは協議第48号の、地域審議会、地域自治区、合併特例区の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

次に協議第50号、行政区の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第50号、行政区の取扱いについて次のとおり提案致します。

行政区の取扱い

1. 行政区は、現行のとおりとし、合併後調整する。
2. 行政連絡員、区長及び行政連絡補助員制度は、現行のとおりとし、名称は区長及び連絡員とする。
3. 区行政補助費は、合併までに調整し、新町において定める。
4. 公民分館長及び自治公民館長制度は、現行のとおりとし、名称は、自治公民館長とする。
5. 自治公民館運営費補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。
6. 自治公民館建設補助金は、合併後速やかに調整する。

なお、お手元の参考資料に基づき事務局より補足説明を致します。

○計画調整班主事（ 仁戸田 将英 ）

参考資料の19ページをご覧ください。

区長（行政連絡員）制度及び行政区の現況になります。

1. 行政区、有田町は26ある部落を集合させた形で10行政区あります。西有田町は部落をそのままにした形の24行政区となっています。

2. 行政事務委嘱に関する規則のことですが、西有田町には1つの行政区に一人の区長に事務を委嘱されて、有田町には一つの行政区で行政連絡員と行政連絡補助員に事務を委嘱しています。

なお、日常、行政連絡員は区長、行政連絡補助員は連絡員と呼ばれています。

任期は有田町が2年、西有田町が区の事情に応じて定められています。

報酬、有田町が行政連絡員10人に、年264,800円、行政連絡補助員10人に、年392,880円と年720円×世帯数の額、西有田町は区長24人に年273,000円と、年850円×世帯数の額となっています。

区行政補助費、こちらは有田町のみ制度になります。各区に定額割として年56,000円と年900円×世帯数で平成15年度の総額は516万5千円支給されています。

委嘱された事務の内容ですが、有田町の行政連絡員が区の事務全般を取りまとめ、行政連絡補助員が広報や回覧などの配布、他自治体で郵便として取り扱うものも一緒に配布されています。西有田町ではすべての事務を区長が行なっている状況です。

次の20ページをご覧ください。

調整内容の具体的対応策の欄、報酬額は、他の報酬と一括して調整する。

区行政補助費は、新町全域の均衡が図れるよう、合併までに調整するとなっています。

次の21ページをご覧ください。

自治公民館の現況になります。自治公民館が有田町に18、西有田町に24あります。有田町に公民分館長が10人、西有田町に自治公民館長が24人おられる状況。

分館長報酬が有田町、年63,500円、西有田町が年64,000円で費用弁償は同額です。

以下は次のページ課題問題点にまとめておりますので、22ページをご覧ください。

課題問題点の欄、公民分館長及び自治公民館長報酬が異なる。

運営費補助制度は、有田町のみ。

公民館建設補助対象要件及び補助金額が異なる。有田町は新築、全面改築が対象で、述べ面積330㎡未満の場合300万、述べ330平方メートル以上の場合500万の補助、西有田町は新築、増改築、買収が対象で、新築、買収の場合対象経費の25%、500万円を上限、増改築の場合対象経費の25%以内、200万円を上限、*印、補助対象経費が200万円未満の場合を除くとなっています。

調整内容の具体的対応策の欄、報酬額は、他の報酬と一括して調整する。自治公民館運営費補助制度は、新町全域の均衡が図れるよう、合併までに調整する。

次の23ページをご覧ください。

15年度の現況比較表になります。有田町が行政連絡員、行政連絡補助員の報酬と区行政補助費合わせて年15,870,000円の支出で一世帯あたり年3,465円、西有田町が年8,949,000円の支出で一世帯あたり年3,348円となっております。

下の表が自治公民館、有田町が報酬額と運営費補助合わせて1,535,000円の支出、一世帯あたり年335円、西有田町が年1,536,000円の支出、一世帯あたり575円となっています。

次の24ページをご覧ください。

一番最初に説明した組織図の現況になります。行政区がご覧の図のようになっておりまして、例えば有田町の6区では、5つの部落を合わせて一つの行政区としています。対して西有田町は部落がそのまま行政区になっている状況です。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

どうでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは行政区の取扱いについては原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい。それでは協議第50号、行政区の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

以上で本日予定されておりました協議はすべて終わったわけですが、何か委員のみなさんからご意見やご質問ございませんか。

ないようでしたら事務局から。

○事務局長（福島 清人）

事務局からお知らせというか、お繋ぎをしておきたいと思います。

次回の第8回の合併協議会を1月21日金曜日になります。午後3時30分、15時30分当会場で開催をしたいと思いますので、よろしく願いを致したいと思います。

それから委員の新町建設計画策定小委員会の委員のみなさんは、この後、小委員会を開催をしたいと思いますので、そのまま残っていただきたいというふうに思います。よろしく願い致します。

○議長（岩永 正太）

本日は年明け早々のご多忙の中に、ご熱心に審議をしていただきありがとうございました。次回はいよいよ新町建設計画の審議が、主な協議になろうと思います。どうか皆さん方のお力添えをお願いしまして、本日の会議はこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会 （ 14時52分 ）